

## 公益社団法人日本バイアスロン連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	「組織運営に関する中長期基本計画」に該当する計画については「COOL JAPAN BIATHLON 2021>>> 2030」のとおり図示・可視化している。この内容を文章化し、役職員や構成員から幅広く意見を募ったものを2023年度3月理事会にて決議し、当連盟公式ホームページ等により公表を行った。	1 COOL JAPAN BIATHLON 2021>>> 2030 2 組織運営に関する中長期基本計画
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	前項「組織運営に関する中長期基本計画」の中に、人材の採用と育成等に関する計画も盛り込んで策定し、2024年度3月理事会にて決議・当連盟ホームページにて公表する。なお、当該人材の採用と育成に関する計画の策定に当たっては、役職員や構成員から幅広く意見を募る。 なお、事務局配置人員は常勤換算数で2.1名であり、年々増大する業務量とのバランスを勘案しても十分な人員が充足されているとは言い難い状況が続いている。今後も事務局が所管するすべての業務について洗い出しを行い、業務時間の積算及び当該業務の処理に当たり必要な人員配置数の算出と人材採用に向けた検討を行う。	2 組織運営に関する中長期基本計画
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	令和5年度以前に作成してきた「経営基盤の強化・安定に向けた取組に関する確認シート」をもとに、2024年3月末日までを目標として「組織運営に関する中長期基本計画」に対応する「財務健全化確保に資する収支計画」を策定してきたが、公益法人への移行に伴い収益事業を実施しないこととしたことから改めてその方向性に見合った内容に軌道修正を図りつつ役職員から広く意見を募って策定を進めているところである。策定後は速やかに当連盟公式ホームページにて公表する。	1 組織運営に関する中長期基本計画 3 財務健全化確保に資する収支計画（経営基盤の強化・安定に向けた取組に関する確認シート）
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	2024年度に新たに男性理事を1名選任。このことにより、女性理事の割合は約16%から14%となった。また、外部理事の割合は2020年度以降変わらず約16%から14%となった。スポーツ庁が提唱する「外部理事25%以上・女性理事40%以上」の選任を当面の目標として、今後も他の競技団体の取組みについて情報を収集・参考にして適任の人材を検討していくとともに、2025年3月末日までに当該目標を達成するべく役員候補者選考委員会への推薦等を行っていく。	4 定款 5 役員選任に関する規程 6 理事会運営規則 7 令和6年度役員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	当連盟は社団法人であり、評議員が存在しないため該当しない。	4 定款
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会を設置するとともに、当該委員会規則第4条4項において、アスリート委員会の委員長と副委員長の構成を男女各1名と定めることにより性別のバランスにも配慮しているが、開催の回数及び時期等について定めがなかったため、2023年度11月理事会にて少なくとも年1回以上定期的に開催するよう決議した。 また、今後アスリート委員会からの意見を組織運営に反映できるよう、当該委員長を理事に就任させるあるいは理事会招集前の一定期間中に理事会提議事項の有無及び内容等について聴取する等の方法により理事会に上程できる旨当該委員会運営規則に定めた。	8 アスリート委員会運営規則 20 組織図
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	2024年度現在定款に合致した人数で理事会を運営できており、2023年度は定例理事会を3回（6月・12月・翌3月）実施した。 理事の人数（6名）については、当該理事数が適切であるか否かについて2023年度理事会で検討した結果ガバナンス・コンプライアンスの体制強化が必要であるとの結論となったことを受け、2024年度理事会にて新たに1名選任を行った。	4 定款 7 令和6年度役員名簿 5 役員選任に関する規程
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	当連盟設立時において役員の就任年度開始時年齢は「70歳未満」であった。これを、限られた有能な人材の有効な配置を目指す観点等から、2022年度に「75歳未満」に引き上げ、役員選任に関する規程に盛り込んだ。	7 令和6年度役員名簿 5 役員選任に関する規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	限られた有能な人材の有効な配置を目指す観点等から在任期間について連続で10年を超えない旨を定めるとともに、IFで役職に就いている者等についてはその規定から除外する等を明文化したところであるが、理事の新陳代謝を図る取組を併行して行う必要性に鑑み、理事就任時の年齢制限を含めて必要な対応を組織的に行うこととし、2024年度3月理事会にて具体的な計画を決議する。また、上記除外規定に該当するとして連続10年以上にわたり理事を務めている者が2名いるが、いずれも役員候補者選考委員会での審査により上記除外規定に該当するものとして承認を得ている。	7 令和6年度役員名簿 5 役員選任に関する規程 57 役員選考委員会議事録 (2022年3月12日実施)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員候補選考委員会を設置し、適切な組織運営を確保する体制を整えている。	7 令和6年度役員名簿 9 役員候補選考委員会運営規則 10 役員候補者選考委員会議事録 5 役員選任に関する規程
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	コンプライアンス遵守を強化しうる体制への移行を目的に、従前の「広報・マーケティング・ガバナンス委員会」を廃止し、「広報・マーケティング委員会」と「ガバナンス・コンプライアンス委員会」に分離することを2024年度10月理事会にて決議した。 また、これまでの倫理規程及び処分基準について内容の不整合及び適用対象の不備があったことから、正会員・役職員等に対するガバナンス・コンプライアンスの適正化及び強化を目的として倫理規程及び処分基準を2024年度10月理事会で改定した。	1 1 倫理規程 1 2 就業規則
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	組織運営に必要な規程類を整備し、公式ホームページ ( <a href="https://biathlon.or.jp/document/">https://biathlon.or.jp/document/</a> ) において公開を行っている。	4 0 文書規則 4 1 個人情報保護規程 4 2 旅費規程 4 3 情報公開規則 4 4 印章管理規程 4 5 職務権限規程 4 6 反社会勢力との関係遮断に関する規則 4 7 表彰規程 4 8 アンチ・ドーピング委員会運営規則 4 9 NTC競技別機能強化拠点機能強化協議会運営規則 5 0 ソーシャルメディア公式アカウント運営ガイドライン 5 1 代議員会運営規則

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ②法人の業務に関する規程を整備して いるか	当連盟公式ホームページに公開 ( <a href="http://biathlon.or.jp/document/">http://biathlon.or.jp/document/</a> ) しているとおり、組織運営に 必要な規程・規則等を整備している。今後も必要に応じ、引き続き見直しを行っていく。	4 0 文書規則 4 1 個人情報保護規程 4 2 旅費規程 4 3 情報公開規則 4 4 印章管理規程 4 5 職務権限規程 4 6 反社会勢力との関係遮断に関する規則 4 7 表彰規程 4 8 アンチ・ドーピング委員会運営規則 4 9 NTC競技別機能強化拠点機能強化協議会 運営規則 5 0 ソーシャルメディア公式アカウント運営 ガイドライン 5 1 代議員会運営規則
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を 整備しているか	役員の報酬について、常勤の役員については定款（第30条）により報酬等の支給の基準に基づき 算定した額を支給することが可能とされており、当該基準については代議員会決議事項であるこ とが明文化されているが、これまで該当事例がない。 また、職員については就業規則を定めて適用しているところだが、現在雇用契約を締結している 職員がいないため、適用となる対象者はいない。	4 定款 1 2 就業規則
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ④法人の財産に関する規程を整備して いるか	当連盟の資産については定款第38条にて基本財産を明示している。 また、会計規程第6条により財産目録、財務諸表及び会計帳簿等の保存と処分について明記され、 同規程の第5条・第7条でそれぞれ経理責任者と運用について定めているところである。 さらに、寄付受入に関する規程で寄付金の適切な取扱手続きを定めるとともに、監査規程を設け て財務に係る不正・不法な行為を発見した場合は理事会及び代議員会に報告する旨を定めてい る。 なお、当連盟は2024年4月1日付けで公益法人へ移行した。公益法人会計基準に則った適切な会計 処理が可能を実施しうる体制を整備する。	4 定款 1 3 寄付金等取扱規則 1 4 監査規程 1 5 会計処理規程
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備 しているか	加盟団体規程において会員の加盟費及び登録費について定めるほかは現状において特に該当する 規程を整備しておらず、今後財政的基盤を整えるために実施が想定される各種収益事業に係る規 程等（例：スポンサーに関する規程、肖像権に関する規程等）について2023年度3月理事会で決 議を目指していたが、2024年4月1日に公益法人に移行するに当たり当面収益事業を実施しないこ ととしたことから、改めてその方向性に沿った検討を行う。	3 3 加盟団体規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考 に関する規程その他選手の権利保護に関 する規程を整備すること	代表選手の公平かつ合理的な選考について、選考基準や選考要領の設定等を選手選考委員会の 任務とすることが同委員会運営規則において定められている。 なお、選手の肖像権保護に関することは広報・マーケティング委員会運営規則に新たに盛り込 み、2024年度10月理事会にて決議した。	1 6 選手選考委員会運営規則 3 6 選手選考基準（2024年 度）
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に 関する規程を整備すること	審判員の選考に関する規程は明文中で整備されていないため「バイアスロン審判員制度（仮称）」 の作成に2021年度から着手することとし、そのファーストステップとして日本スポーツ協会公認 バイアスロンコーチ養成講習会を実施した。この講習会を今後発展させ、審判員制度の確立を 行っていく。 なお、当該制度の作成に当たっては、2030年札幌冬季オリンピックの開催可能性を見据え、中長 期的には海外派遣等を通じた国際審判員の育成及びIBU（国際バイアスロン連合）等国際組織の委 員として活躍し得る人材の育成を念頭に置いてきたところである。その後、2030年の札幌冬季オ リンピック大会は開催を断念するとの発表があったが、当該制度の必要性そのものに変わるとこ ろはないことから、オリンピックの開催如何に関わらずこの取組みを進めていく。 さらに「組織運営に関する中長期基本計画」及び指導者育成等他事業とも包括的に連動させなが ら、立体的な展開が可能な審判員育成制度となるよう議論と検討を重ね、2024年度3月理事会にて 決議する。	
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士へ の相談ルートを確認するなど、専門家に 日常的に相談や問い合わせをできる体制 を確認すること	2023年度に進めていた公益法人移行に係る申請手続きを委任した代理人（行政書士）に引き続き 法務顧問として契約を行った。このことにより、公益法人に求められる特性に対応した適切なア ドバイスを得られる体制を確保している。 また、組織運営に係る法務・税務の専門的な案件については、当該法務顧問（行政書士）をはじ め、会計顧問（税理士）及び顧問弁護士と日ごろから意思疎通を図ることを通じ適切な相談体制 を構築できている。	1 7 法律顧問契約書 1 8 税務顧問契約書 2 1 法務顧問契約書
20	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し 運営すること	ガバナンス・コンプライアンス委員会運営規則に基づき、2024年10月からガバナンス・コンプラ イアンス委員会を設置した。年度内に委員会を開催する予定である。 なお、ガバナンス・コンプライアンス委員会の構成員として女性委員を1名配置している。	1 9 ガバナンス・コンプラ イアンス委員会運営規則

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	ガバナンス・コンプライアンス委員会の委員として弁護士、行政書士、税理士を配置している。	2 0 組織図
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	顧問弁護士を講師として、2024年3月にNF役職員向けのコンプライアンス教育を実施した。2024年度についても3月に実施する予定である。	3 7 NF役職員向けコンプライアンス教育資料 (2023年度)
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	2022年度まではJOCインテグリティ教育資料を用いた選手及び指導者向けコンプライアンス教育を実施してきたところだが、2023年度からはNFとして主体的に教育を実施することとしている。2024年度は9月29日に選手及び指導者等チームメンバーが一堂に会する機会を活用して当連盟顧問弁護士による選手及び指導者向けコンプライアンス教育を実施した。	5 3 コンプライアンス教育資料 (選手及び指導者向け:2024年度)
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	現状、審判員制度が整備されておらず、審判員資格を有する者がいないことから審判員向けのコンプライアンス教育が実施できない状況にある。 今年度初めて国内大会の運営役員を対象に国際競技団体作成のルールブックを翻訳したテキストを用いて「ルール講習会」を実施した(2023年9月27日実施)が、これはあくまで競技運営に関する内容を主にしているため、審判員制度が整備・確率された際にはより適切な審判員向けコンプライアンス教育が実施できるよう準備を進める。	5 6 ルール講習会資料
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	顧問弁護士、法務顧問(行政書士)及び会計顧問(税理士)から定時的に法務・税務・会計に関する専門的なサポートを受けており、体制構築ができています。	1 7 法律顧問契約書 1 8 税務顧問契約書 2 1 法務顧問契約書
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	会計処理規程等必要な規程等を整備し、顧問税理士による定時的な確認や助言を得ながら適正な財務・経理処理を実施している。 また、2023年5月には民間企業で会計経理業務従事経験のある者を事務局職員として新規採用したが、公正な会計原則を遵守しうる業務サイクルの確立に資する取組として当該職員を各種研修に派遣する等の教育活動を実施してきた。今後も引き続き専門的な知識や技術を有する担当者養成に係る取組の強化も進め、一層実効性の高い財務・会計処理体制の構築を図っていく。 また、公益法人への移行に伴い、会計の専門知識を有する会計担当監事(公認会計士または税理士)を選任すべく人選を進めており、2025年3月までに代議員会にて選任を行う。	1 5 会計処理規程 2 2 決裁フローチャート 3 8 監事経歴書
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	JOC選手強化NF事業、JSCスポーツ振興くじ助成事業及び基金助成、スポーツ庁NTC機能強化事業、JSPO指導者育成事業等、各補助金・助成金の事業実施要項・要領、交付規程、手引き並びに各種関係法令やガイドライン等を遵守している。	1 5 会計処理規程
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	各年度の財務諸表や事業計画書、役員名簿等の情報について、当連盟公式ホームページ( <a href="http://biathlon.or.jp/document/">http://biathlon.or.jp/document/</a> )で公表するとともに当連盟事務所に備え付け、要請に応じ閲覧に供する。	7 令和6年度役員名簿 5 4 令和5年度決算書 5 5 令和6年度事業計画書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考運営委員会規則、競技銃所持推薦資格認定規程、代表選手行動規範等選手に直接関係する規程等についてはこれまでも主体的に公表を行ってきた。 2024年度についても、選手選考基準 ( <a href="https://biathlon.or.jp/news/%e3%80%90%e5%85%ac%e8%a1%a8%e3%80%912024%e5%b9%b4%e5%ba%a6%e6%b5%b7%e5%a4%96%e6%b4%be%e9%81%a3%e9%81%b8%e6%89%8b%e9%81%b8%e8%80%83%e8%a6%81%e9%a0%98%e3%83%bb%e9%81%b8%e8%80%83%e5%9f%ba%e6%ba%96/">https://biathlon.or.jp/news/%e3%80%90%e5%85%ac%e8%a1%a8%e3%80%912024%e5%b9%b4%e5%ba%a6%e6%b5%b7%e5%a4%96%e6%b4%be%e9%81%a3%e9%81%b8%e6%89%8b%e9%81%b8%e8%80%83%e8%a6%81%e9%a0%98%e3%83%bb%e9%81%b8%e8%80%83%e5%9f%ba%e6%ba%96/</a> ) に関しても当連盟ホームページ上での公表を行うとともに、当連盟事務所に備え付けて閲覧に供している。	1 6 選手選考運営委員会規則 2 3 ライフル銃の所持に関する推薦基準要綱 2 4 日本代表選手行動規範 3 6 選手選考基準 (2024年度)
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	2020年度以降毎年度実施してきたとおり、2024年度のガバナンスコード遵守状況について当連盟公式ホームページ上で公表する。	2 6 ガバナンスコード遵守状況の自己説明 (令和2～5年度)
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	顧問弁護士による支援及び助言を受けながら「利益相反ポリシー」を作成し、2022年4月より運用を開始している。 また、「利益相反ポリシー」に基づいた利益相反規程を2024年度1月理事会にて決議・制定する。	2 7 利益相反ポリシー
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	上記31のとおり「利益相反ポリシー」を作成し、2022年4月より運用を開始している。	2 7 利益相反ポリシー
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報制度については「公益通報者保護規程」により定められているところであるが、具体的な通報先(文書郵送の宛先及びメールアドレス)の記載がなかったため、これを条文中に記載する改定を2023年度3月理事会にて決議した。また、公益通報に係る処理を明確に示すことを目的にフロー図を作成・2023年度3月理事会で決議し、ホームページ上に公表した。 また、通報の対象として現在は暴力行為を主に想定しているところだが、暴力行為以外の法令違反行為や各種ハラスメント、定款等の当連盟の内部規程に違反する行為及び違反行為に至る可能性のある旨の事実を幅広く含むよう2024年度10月理事会にて倫理規程及び処分基準の改定決議を行い、当連盟ホームページ上で公表した。 さらに、今後は研修等の機会を通じて役職員に対して通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを行うべく、年1回開催している役職員向けコンプライアンス教育(講師:顧問弁護士)の場において教育を実施する(次回開催予定:2025年3月)。	1 1 倫理規程 2 8 公益通報者保護規程 2 9 処分基準

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	弁護士その他の有識者の関与と助言等を通じてより一層効果的かつ実効性の高い通報制度を整備し、フロー図を当連盟ホームページで公表済である。	2 8 公益通報者保護規程
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	懲罰制度は「倫理規定別紙」の「処分基準」により定められており、当連盟ホームページ上での公開及び当連盟事務所に備え付ける等の方法により周知済みであるが、懲罰制度における禁止行為や処分対象者、処分内容及び処分に至るまでの手続が十分に明確ではなく、また処分対象者による聴聞制度が設けられていないこと、さらには処分対象者に対する処分結果・処分内容・処分対象行為・処分理由、不服申立手続の可否及び当該手続の期限等を書面で告知する旨が定められていないことから、この状況に即したより実効性のある内容に改定を行った（2024年度10月理事会にて決議）。	2 9 処分基準
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	懲戒制度に関する現行の規定の中では、処分内容について理事会決定事項と規定されてきたが、この決定を行う機関が明記されていなかったことから、ガバナンス・コンプライアンス委員会を当該決定機関とする旨2024年10月理事会にて決議した。	1 1 倫理規程 2 9 処分基準
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	顧問弁護士による支援を受けながら「スポーツ仲裁規程」を定め、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう当該規程中に自動応諾条項を設けた。	3 0 スポーツ仲裁規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	上記「スポーツ仲裁規程」をホームページに公開及び当連盟事務所に備え付けて閲覧に供する等の方法により広く選手・指導者等に周知しているところである。具体的に処分対象者が発生した場合、当該処分対象者に処分を通告する際スポーツ仲裁の利用を案内する文言を盛り込んだスポーツ仲裁規程とするべく、2023年度3月理事会に改定の決議を行った。	3 0 スポーツ仲裁規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	顧問弁護士による支援を受けながら、災害及び不祥事への適切な対応に資する危機管理マニュアルを策定した。	3 1 危機管理マニュアル

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間に於いて、当連盟での該当事案はない。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間に於いて、当連盟での該当事案はない。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	2021年度以降、「ミッション・クルーズ事業」「スポーツ情報提供事業」として役員が各地方に所在するPFを訪れ、今後の中央組織と地方組織の関係強化や意思疎通の促進、事業展開における協働等について意見交換を実施し、その活動を通して地方組織に対するガバナンスの確保及びコンプライアンス強化に係る助言や提案等を実施してきた。 また、地方組織の組織運営及び業務執行の一助とするべく、加盟団体規程に基づき運営資金を補助する財政支援の取組を行っている。	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	上記42の取組を行う中で、顧問弁護士作成の資料（役員向けコンプライアンス教育資料）を配布する等により地方組織がコンプライアンスについて見識を深められる機会を提供した。	
			3 2 加盟団体一覧 3 3 加盟団体規程 3 9 PFとの意見交換等実施報告書	
			3 2 加盟団体一覧 3 3 加盟団体規程 3 4 PF研修資料(ミニガバナンス研修会) 3 5 スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)研修資料	